

仕様書

第1 件名

令和7年度島しょ地域におけるクルーズ船寄港地でのアクティビティ開発支援業務委託

第2 目的

島しょ地域には、都心部には見られない豊かな自然や独自の歴史・文化などの観光資源があり、島しょ地域への誘客促進に当たっては、それらの観光資源を生かした体験型アクティビティを旅行者に提供することで、旅行者に強い印象を残し、再訪動機を高めることが重要である。特に、クルーズ船客は観光消費額が大きく、上陸したクルーズ船客に対して質の高い体験型アクティビティを提供していくことが求められる。

そこで、クルーズ船客をはじめとする来島者に向けた新たな体験型アクティビティ開発支援を行うことで、島しょ地域の魅力向上を図り、誘客促進に繋げていく。

第3 契約期間

令和7年7月4日から令和8年3月31日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

第5 定義

本仕様書で使用する語句の定義は以下のとおりとする。

語句	定義
事業実施地域	島しょ地域のうち、今後クルーズ客船の寄港が見込まれる大島町とする。
造成事業者	新たな体験型アクティビティ造成や既に提供している体験型アクティビティの磨き上げが可能な事業もしくは団体
関係団体	事業実施地域に係る自治体、観光協会等、観光関連事業者

第6 委託内容

- 1 事業全般について
- 2 現状把握と関係団体等への情報提供
- 3 造成事業者の選定と体験型アクティビティの開発支援
- 4 造成事業者の支援
- 5 モニター調査の実施
- 6 クルーズ船運航事業者等への働きかけ・PR

第7 委託内容詳細

1 事業全般について

(1) 実施体制

受託者は、本事業の開始に当たって、本事業における実施体制図を財団に提示し、財団の承認を得ること。実施体制図には、本事業の全体の進行管理を担当する運営統括者を明記し、円滑に事業推進ができる体制を構築すること。

(2) 事務局の設置

受託者は、本事業の開始後速やかに、本事業に関する連絡・調整が可能な事務局を設置し、当該事業全体の統括を行うこと。

(3) スケジュール

受託者は、財団と協議の上、スケジュール等を記述した事業計画書を作成し、財団の承認を得ること。

2 現状把握と関係団体等への情報提供

(1) 本事業を進めるにあたり、国際クルーズ船の有識者のアドバイスを受けること。

(2) 国際クルーズ客船の寄港に向けて、以下内容を簡潔に整理し、報告書を作成すること。

ア 国際クルーズの傾向

イ 事業実施地域における現状の受け入れ体制

ウ 現状の課題と対応策

エ ターゲット設定

(3) (2)の報告書を基に関係団体と打合せや意見交換を行うこと。

(4) 関係団体との調整方法、打合せの頻度等は、財団と協議の上決定すること。

3 造成事業者の選定と体験型アクティビティの開発支援

(1) 受託者は、受託後、事業実施地域において、クルーズ船客が寄港地で体験することを想定し、候補となる造成事業者を2社以上選出すること。

(2) (1)で選出した事業者を評価するため、選定基準を設定すること。

(3) (1)の候補者を(2)に基づき、関係団体、東京都及び財団を審査員として、造成事業者を決定する場を設けること。

(4) 造成事業者の決定後、受託者は速やかに支援を行い、協力しながら造成を進めること。

(5) 造成に当たっては、必要に応じて企画内容について有識者の知見を活用し、助言を受けながら行うこと。

(6) 開発支援する新たな体験型アクティビティの数は2つ以上とし、日本語、英語で提供できること。

- (7) 開発支援する新たな体験型アクティビティは、事業実施地域に寄港するクルーズ客船の乗客に対して提供することを想定した内容とすること。ただし、クルーズ船客専用のアクティビティではなく、一般の観光客も体験できる内容とすることは可能とする。
- (8) 開発支援する新たな体験型アクティビティは、2（2）の報告書で定めたターゲットの客層やニーズに合わせた内容とすること。また、事前にテストを実施する等、安全性には十分に配慮すること。

4 造成事業者の支援

- (1) 造成事業者からの相談や依頼等に対して、対応及び協力できる体制を構築すること。
- (2) 新たな体験型アクティビティ開発にあたり、受託者は造成事業者費用を直接支援すること。支援対象経費は、別紙1による。
- (3) 支援対象経費の額は、アクティビティ開発1件あたり最大6,350,000円(税別)とし、直接支援に係る費用は本委託契約に含むものとする。
※アクティビティ開発は、2件を想定している。ただし、仮に3件以上あった場合でも、合計で12,700,000円(税別)を超えることはできない。
- (4) 造成事業者費用の支援を行う場合は、その内容を事前に財団へ報告し、承認を得ること。また支援後は、支援内容を財団に報告するとともに、支援が適切に行われた旨が分かる書類を提出すること。受託者は、支援対象経費に該当することを十分に確認の上、造成事業者費用に支援を行うこと。
なお、承認した支援対象経費と差分が発生した場合、財団と協議をし、変更契約を行うこと。
- (5) 新たな体験型アクティビティ開発にあたり、造成事業者費用を直接支援する業務に関し、不正防止策を講じること。

5 モニター調査の実施

- (1) 受託者は、開発支援する体験型アクティビティの満足度、安全性、改善点等を調査するため、事業実施地域においてモニター調査を実施すること。
- (2) モニター調査には、島しょ地域のアクティビティ開発やクルーズ客船ツアーの専門家、クルーズ客船運航事業者等を5名程度招聘し、開発支援する体験型アクティビティを実際に体験させること。
- (3) モニター調査実施に先立ち、調査すべき項目等をまとめた調査票を作成し、事前に財団の確認を取ること。調査票は、アクティビティを体験したモニターに記入を依頼し、回収すること。
- (4) モニター調査実施後は、結果をまとめた報告書を作成すること。
- (5) モニター調査実施後、調査結果の関係者への共有を図るとともに、実際の商品化に向け、それらを踏まえた更なるブラッシュアップを実施すること。

6 クルーズ船運航事業者等への働きかけ・PR

- (1) 開発支援した体験型アクティビティについて、クルーズ客船寄港の際、ツアーの行程に組み込んでもらえるよう、クルーズ客船関連事業者に対して情報を提供し、働きかけること。情報提供や働きかけの内容は、事前に財団と協議の上、承諾を得ること。
- (2) 造成したアクティビティ等をクルーズ船の海外見本市等で効果的に広報できるよう、日本語版、英語版のチラシやリーフレット等のPRツールを制作し、財団にデータを提供すること。

第8 納品物

1 実績報告書

受託者は以下の内容を含む実績報告書を2部提出すること。

なお、各項目の報告内容については、別途定める期日までにあらかじめ財団の承諾を得ること。

- (1) 現状把握と関係団体への情報提供の報告書
- (2) 関係団体との打合せ議事録
- (3) 造成事業者候補者と選定議事録
- (4) 造成事業者との調整状況をまとめた報告書
- (5) モニター調査の実施内容、調査票、分析結果
- (6) 造成事業者への開発支援の内容
- (7) 記録写真

上記(1)から(7)の電子データ及びその他財団に随時提出した最終版書類等の電子データ一式も提出すること。

2 納入期限 令和8年3月31日

第9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

第10 秘密の保持

受託者は、第9により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第9により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

第11 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- 1 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 1の規定は、受託者の従業員、第9の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- 3 1及び2の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- 4 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その著作権、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- 5 4は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- 6 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- 7 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

第12 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

第13 個人情報の保護等

- 1 「東京観光財団個人情報取扱要領」*を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」**に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり第9により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

（東京観光財団個人情報取扱要領）

* https://www.tevb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

（個人情報に関する特記仕様書）

** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20250401.docx

本業務委託で取扱う個人情報には以下を想定している。

- (1) 第7 5 でのモニターツアー参加者一覧（氏名、所属、連絡先）
 - (2) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）も
（1）と同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- 2 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」***及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」****に定められた事項を遵守すること。
(公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針)

*** https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

(電子情報処理業務に係る標準特記仕様書)

**** https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyosho_20250401.docx

また、第9により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証
- 3 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。
- (1) 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
 - (2) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）も（1）と同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

第14 支払方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき30日以内に委託料を一括で支払うものとする。

第15 その他

- 1 財団は必要に応じて本委託契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 2 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- 3 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。
- 4 受託者は、財団と密接な連絡を取るとともに、関係団体や造成事業者との調整状況をまとめたレポートを作成し、定期的に財団へ報告すること。また、業務の円滑な遂行に留意し、進捗状況に関する財団の指示を遵守すること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のために十分な配慮・工夫を行うよう努めること。また、本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、財団担当者と

協議の上、必要な措置を講じること。

- 6 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに財団に報告すること。

第16 連絡先等

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課

電話 03-5579-2682